

個人の方へ

安心してご利用頂けます。

初回相談
無料

完全
個室

お気軽に
どうぞ

➤ 取締役・株主の地位を巡る争い

➤ 医療に関する問題

➤ 労働（解雇、残業代、ハラスメント）の問題

➤ 外国人の離婚問題（フィリピン、中国、ベトナムなど）

➤ 離婚・男女問題

➤ 遺言・相続

取締役・株主の地位を巡る争い

こんな方を対象としています

親族で構成された取締役の間で
経営方針を巡って争いになった。

任期中にもかかわらず
会社から取締役を解任された。

名目上の取締役と経営権を巡って
トラブルになった。

閉鎖会社の株式を
買い取ってもらいたい。

名義を貸していただけなのに
取締役の責任を追及されている。

解決事例

親族間で株式を持ち合っ、会社の経営にあっていたが、経営方針を巡って争いになり、他の取締役から取締役を解任されてしまった。

相談後、改めて臨時の株主総会を開き、取締役を任期前に解任されたが、任期までの役員報酬と退職慰労金を得ることができた。

また保有していた株式についても税理士・公認会計士の協力を得て、正当な価格を算定し、交渉した結果、相応の対価を得ることができた。

解決に向けたポイント

- ・取締役の解任に正当な理由があるか。
- ・会社に対し報酬や損害賠償請求ができるか。
- ・株式の買取りを求める場合、適正な価額はいくらになるか。

相談にあたり確認していただきたい事項

- ・会社の登記内容を確認しましょう。
- ・株式の持分比率を確認しましょう。
- ・解任や争いに至るまでの事実を時系列に沿って確認しましょう。

医療に関する問題

こんな方を対象としています

病院の不注意が原因で適切な治療がなされず、
死亡、又は後遺症が残った。

医師による十分な説明がなく、
結果について納得できない。

病院側に不注意があったのではないかとの
疑いがある。

解決事例

入院時に血液検査がなされず、病気の発見が遅れたため、重篤な結果となった。

病院や医師から十分な説明がなく、交渉と裁判を経て、

病院側の過失を認める金額で和解するに至った。

解決に向けてのポイント

- ・どの時点でどのような内容の注意義務が発生したか。
- ・病院側に具体的にどのような注意義務違反があったか。
- ・注意義務を果たすことにより結果を回避することができたか。

相談にあたり確認していただきたい事項

- ・診療録（カルテ）の開示を求めましょう。
- ・他の専門家に第三者的な立場から意見を聴きましょう。
- ・過去に類似の事例がないか裁判例や文献を調べましょう。

労働（解雇、残業代、ハラスメント）の問題

こんな方を対象としています

会社から解雇されたが
その内容に納得ができない。

会社から懲戒処分を受けたが
その内容に納得ができない。

パワハラやセクハラで困っている、
又はうつ状態になった。

残業代や退職金が
適切に支払われていない。

解決事例

会社から、やっていない事実や古い事実を指摘されて解雇を言い渡された。

相談後、会社との交渉を経て、労働審判を申し立てた。

解雇が無効であることを前提として、会社の都合による雇用契約の終了と、退職金を含めて解決金を得ることができた。

解決に向けてのポイント

- ・解雇や懲戒処分の根拠となる事実があるか。
- ・解雇や懲戒処分が相当といえるか。
- ・セクハラ、パワハラの事実を証明できるか。
- ・証明された事実が相当の範囲を超えた違法のものといえるか。

相談にあたり確認していただきたい事項

- ・就業規則、各種賃金規定の内容を確認しましょう。
- ・解雇の理由と対象となった行為を特定しましょう。
- ・パワハラやセクハラにあたる行為を特定しましょう。

外国人の離婚問題（フィリピン、中国、ベトナムなど）

こんな方を対象としています

外国人と結婚したいが、
その外国人が日本人と偽装結婚している。

行方不明となった日本人と
離婚したい。

子どもに日本国籍を取らせたい。

解決事例

日本人と婚姻状態にあるフィリピン人女性と結婚したいが、その日本人夫が行方不明になっていた。

離婚調停を経て、訴訟で公示送達を行い、無事、離婚判決を得ることができた。

※相手方が行方不明でも離婚できます。

相談にあたり確認していただきたい事項

- ・結婚に至る経緯、その後の経緯について事実を確認しましょう。
- ・戸籍謄本、住民票など必要書類を準備しましょう。

離婚・男女問題

こんな方を対象としています

不貞、暴力が原因で
離婚したい。

離婚した場合の婚姻費用（婚費）・養育費の
金額を知りたい。

財産分与や慰謝料を請求したい。

遺言・相続

こんな方を対象としています

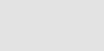
遺言したい。

遺産を巡って争いになった。

ご相談ください

052-218-6790

AM9:00~PM6:00 / 土日・祝祭日は休業日



フォームからのお問い合わせも
随時受け付けております。